



「洞窟の湯外6坑道」は、卯根倉鉱業株式会社と使用貸借契約を締結し、観光施設として使用してきたが、平成29年12月18日で契約が終了した。使わなくなった坑道の閉塞について、閉塞義務をどちらが負うのか、お互いの主張が異なったため、調停の申し立てを受けていたものである。令和3年11月8日に花巻簡易裁判所から「調停条項（案）」が示されたところであり、これを妥当とし、調停成立に向け、来たる12月通常会議に議案を提出しようとするものである。

1 これまでの経過

- ① 昭和52年12月 卯根倉鉱業（株）の親会社である同和鉱業と旧和賀町が「坑道使用貸借契約書」を締結し、洞窟の湯を観光施設として使用。
- ② 平成14年 9月 北上保健所から温泉法、公衆浴場法に基づく指摘があり、洞窟の湯として入浴禁止。
- ③ 平成18年 5月 親会社の同和鉱業から洞窟の湯の管理を引き継いだ卯根倉鉱業（株）から鉱業権放棄の通告と坑道譲渡の申し入れあり。
- ④ 平成29年 9月 卯根倉鉱業から「坑道使用貸借契約」を更新しない意向である旨の連絡あり。
- ⑤ 平成29年12月「坑道使用貸借契約書」の契約期間終了。

※以降双方の弁護士を介して協議

- ⑥ 令和3年 2月 相手側卯根倉鉱業（株）から調停申立書が花巻簡易裁判所に提出される。
- ⑦ 令和3年 4月 第1回調停。双方弁護士の意見を調停委員が聞き取り。
- ⑧ 令和3年10月 第4回調停。工事に関する負担割合を協議
※閉塞工事費の80%（上限9,336,800円）を市が負担することとし、工事費外増額となった場合でも、市は一切の負担を負わないものとする。
- ⑨ 令和3年11月 第5回調停。双方が同意する調停条項案提示。

2 争点となった背景

「洞窟の湯外6坑道」の閉塞義務について、「坑道使用貸借契約書第7条第2項」の解釈が双方において異なったため、調停申立に至ったもの。

※第7条の2とは
第7条（使用区分の明示）

- 2 乙は、本物件の全部または一部につき、その使用を中止しまたは使用を終了したときは、甲の指示に従い自己の費用をもって速やかに当該物件を閉塞するものとする。

3 調停条項（案）内容

- 1 申立人は、相手方に対し、坑道図①から⑦記載（別紙1）の次のアからキまでの坑口（旧坑2は坑口2箇所、旧坑2以外は坑口が1箇所の合計8箇所）について、令和4年12月31日限り工事を完了させるよう、見積書記載のとおり閉塞工事を行う。
ア ①の大切坑
イ ②の中切坑
ウ ③の新坑
エ ④の旧坑1
オ ⑤の旧坑2
カ ⑥の旧坑3
キ ⑦の旧坑4
- 2 申立人は、前項の閉塞工事を行うことができない事由あるいは工事を延長せざるを得ない事由などがあるときは、相手方と別途協議する。
- 3 申立人と相手方は、第1項の工事費用（消費税込み）を10分し、その8を相手方の負担とし、その2を申立人の負担とすることを合意する。
ただし、相手方の負担額は933万6800円を上限とし、その余は申立人の負担とする。
- 4 相手方は、申立人に対し、当事者双方が立ち会って第1項の工事の完了したことが認められるときは、工事完了確認の日の翌日から30日以内に、前項の金員を、●●銀行●●支店の申立人名義の普通預金口座（番号●●）に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、相手方の負担とする。
- 5 相手方は、申立人に対し、第1項の工事を実施するために、工事に必要な国有林野貸与契約地内の転貸については、相手方が申立人に代わって必要な手続等を行って無償で使用させるほか、第1項の工事に協力を行う。
- 6 申立人は、その余の請求を放棄する。
- 7 申立人及び相手方は、申立人と相手方の間には、本件に関し、この調停に代わる決定条項に定めるほか、何ら債権債務のないことを相互に確認する。
- 8 調停費用は、各自の負担とする。

4 今後のスケジュール

- 1 12月通常会議において、調停議案を提案。
- 2 議決結果を花巻簡易裁判所に提出⇒調停条項に代わる決定事項が作成される。
・約2週間後に調停調書、決定事項が作成され、年内に調停成立予定。

